



国 監 告 第 3 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成31年3月実施の随時監査
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

平成31年4月25日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

(写)

国政経収第236号

平成31年4月23日

国立市監査委員 伯 道 夫 様

国立市監査委員 藤 江 竜 三 様

国立市長 永 見 理 夫

例月出納検査等における要望事項の措置について（通知）

平成31年3月29日付国監発第47号により通知のありました件について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり措置したので通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 例月出納検査等において要望事項を受けた部局及び担当部長

(1) 部 局：生活環境部環境政策課

担当部長：生活環境部長 橋本 祐幸

以上

別紙

生活環境部環境政策課

【要望事項】

(ア) プロポーザル審査に係る審査結果の記入方法について
委託候補者を決定するプロポーザル審査に係る委員の審査結果を確認したところ、
審査委員5人のうち3人の審査結果が鉛筆で記入されていた。
集計結果と整合は取れており審査結果に影響はないが、厳正かつ公正に審査を行っ
た結果を証するためにも、ボールペン等の適切な筆記用具で記入することを徹底さ
れたい。

措置前の状況

委託候補者を決定するプロポーザル審査に係る委員の審査結果について、審査委員
5人のうち3人の審査結果が鉛筆で記入されていた。

措置の内容

厳正かつ公正な審査を行った結果を証するために、今後はボールペン等で後から修正
が行えない筆記用具の使用を徹底します。